

令和5年度の基準額が10月1日から変わります！

草加市公契約基本条例

変更となる公契約は、次のものです。

- 予定価格1千万円以上の「業務委託契約・指定管理協定」
- ※10月1日以降に契約する案件のほか、既に契約済の案件も対象となります。

令和5年10月1日からの基準額は、次のとおりです。

	9月30日まで	10月1日から
工事等の請負に従事する人	裏面のとおり	変更ありません
業務委託に従事する人 指定管理業務に従事する人	1,020円/時間	1,028円/時間

※10月1日からは、上記の基準額以上の賃金を支払わなければいけません。正社員、日雇い労働者、アルバイト、パート、派遣労働者等（元請・下請を問わず）が対象となります。（※一人親方も含みます。）



草加市公契約基本条例の対象となる契約には、労働賃金基準額以上の賃金を支払わなければいけません。裏面にある基準額より低い賃金の場合は、市長に申し出ることができます。

なお、事業者は当該申出を理由に不利益な取扱いをしてはいけません。

申出先 草加市役所契約課 住所：草加市高砂1-1-1
電話：048-922-1129 FAX：048-922-3091
✉：keiyaku-nyusatsu@city.soka.saitama.jp

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの基準額

1 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

NO	職種	単価	NO	職種	単価
1	特殊作業員	2,723 円	26	高級船員	3,432 円
2	普通作業員	2,408 円	27	普通船員	2,723 円
3	軽作業員	1,688 円	28	潜水士	4,624 円
4	造園工	2,363 円	29	潜水連絡員	3,409 円
5	法面工	3,004 円	30	潜水送気員	3,342 円
6	とび工	3,072 円	31	山林砂防工	3,027 円
7	石工	3,027 円	32	軌道工	5,603 円
8	ブロック工	2,847 円	33	型わく工	2,982 円
9	電工	2,734 円	34	大工	2,880 円
10	鉄筋工	3,105 円	35	左官	3,072 円
11	鉄骨工	2,824 円	36	配管工	2,599 円
12	塗装工	3,229 円	37	はつり工	2,880 円
13	溶接工	3,297 円	38	防水工	3,297 円
14	運転手(特殊)	2,903 円	39	板金工	3,263 円
15	運転手(一般)	2,532 円	40	タイル工	2,622 円
16	潜かん工	3,499 円	41	サッシ工	2,982 円
17	潜かん世話役	4,152 円	42	内装工	3,184 円
18	さく岩工	3,522 円	43	ガラス工	2,970 円
19	トンネル特殊工	3,488 円	44	建具工	2,745 円
20	トンネル作業員	2,847 円	45	ダクト工	2,678 円
21	トンネル世話役	3,837 円	46	保温工	2,599 円
22	橋りょう特殊工	3,510 円	47	建築ブロック工	2,712 円
23	橋りょう塗装工	3,510 円	48	設備機械工	2,622 円
24	橋りょう世話役	3,972 円	49	交通誘導警備員A	1,733 円
25	土木一般世話役	2,835 円	50	交通誘導警備員B	1,542 円

2 業務委託契約に係る労働賃金基準額
 指定管理者との協定に係る労働賃金基準額
 1,020円/時間



令和5年10月1日から令和6年3月31日までの基準額

- 1 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額
 変更ありません（上記の表のとおり）
- 2 業務委託契約に係る労働賃金基準額
 指定管理者との協定に係る労働賃金基準額
 1,028円/時間

草加市公契約
 基本条例の詳細はHPをご覧ください。

